

令和8年9月25日

養父市議会議長 谷 垣 満 様

総務文教常任委員会
副委員長 石 本 毅

委員会審査報告書

令和8年8月31日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日
令和8年9月3日（木）、9月18日（金）
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第43号	養父市使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原 案 否 決 すべきもの
議案第44号	養父市若者未来応援奨学金条例を廃止する条例の制定について	原 案 可 決 すべきもの

（別紙）審査内容等報告書

(別紙)

総務文教常任委員会 審査内容等報告書

議案第 43 号 「養父市使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

【質疑】 障がい者利用に係る減免割合を、原則 2 分の 1 とする理由は。

【答弁】 これまで施設ごとに異なっていた減免の取扱いを統一するため見直すものである。障がい者のみの負担率を 50% に設定したものではなく、減額する場合の割合を原則 2 分の 1 に統一したものであり、分かりやすい料金設定とすることも考慮した。

【質疑】 これまで全額免除であった障がい者や公民館登録団体等について、2 分の 1 減額に見直すことで、社会参加や地域活動を抑制することにならないか。

【答弁】 これまで免除されていた団体に新たな負担が生じることは認識している。一方、受益者負担の公平性を確保する観点から減免基準を統一し、一定の配慮として 2 分の 1 減額を残している。社会参加や施設利用の促進は必要であるが、使用料のあり方とは別に整理していきたい。

議案第 44 号 「養父市若者未来応援奨学金条例を廃止する条例の制定について」

【質疑】 本制度は、進学時の経済的負担の軽減と若者の U ターン・定住促進を目的としてきたが、利用者が減少したことだけで廃止するのか。これまで制度が果たしてきた政策的な効果をどのように評価しているのか。

【答弁】 制度開始初年度は 26 人、その後は 10 人前後の利用があったが、国の奨学金制度や授業料等の減免制度が拡充された令和 3 年度以降は、年間 3 人前後の利用となっている。これまで 84 人を奨学生に決定し、卒業者 63 人のうち 32 人が養父市に戻り、8 年間の居住による返還免除に至った者は 6 人である。経済的負担の軽減、子育て支援、定住促進や U ターンに一定の効果はあったと評価しているが、現在は利用者が少なく受益者が限られることや、8 年間の居住要件など制度上の課題もあり、国等の支援制度の拡充も踏まえて見直すこととした。